

決して戦争はしてはいけない。 このことは決して忘れないでほしい

ねむろ「九条の会」 憲法記念日のつどい



5月3日にねむろ「九条の会」は、憲法記念日のつどいを開催し市民ら約40名が参加しました。

ねむろ「九条の会」代表世話人の細川憲了さんは、安保法制は憲法違反であると国を訴えている安保法制違憲道東訴訟の会の原告として参加しており、2月4日に釧路地方裁判所で行われた第6回口頭弁論で意見陳述を行いました。今回の「つどい」ではその内容について市民の皆さんに報告しました。

戦後まもなくの頃、一人の青年が清隆寺に匿われました。その青年は南京大虐殺の加害者としてGHQに追われていました。少年時代の細川さんに青年は、軍隊や戦争、戦場のことを話して聞かせたそうです。

「南京依頼、兵站が途絶えがちとなり、食料の現地調達がはじまりました。支那人宅を襲い、食料を奪い、そこに女がいれば集団で犯し、ばれることを恐れて皆殺し。本当に呪われた殺人集団でした」

青年の話は、軍隊に憧れていた軍国少年だった細川さんにとって衝撃的な告白であり、いたたまれない残酷な時間になったそうです。それでも軍国少年の鎧が一枚つつ剥がれていくようだったと。

ある日、青年はいつになく強い言葉で言いました。「戦争は人殺しだ。軍隊は人の心を壊すところ、戦場は狂った鬼のいる地獄だ」「けっして戦争はしてはいけない、このことは決して忘れないでほしい」

そして翌朝、青年は自ら命を絶ったそうです。それが細川さんが17歳のとき、軍国少年から解放された日となり、平和への活動の原点となった日、このつどいでした。

この細川さんの話を聞きながら、「つどい」に参加された方々は平和への思いを新たに、憲法をしっかりとまもっていくための取り組みをすすめる決意を固めました。

根室市

手話言語条例の制定へ 当事者と検討すすめる

根室市は現在、「手話言語条例」の制定にむけて、具体的な検討作業を進めているそうです。

手話言語条例は、手話を「言語」として市民の理解や普及を進めるための基本理念を定めるものです。市の責務や市民と事業者の役割を示し、手話が必要とする市民にとって、手話を使用しやすい環境づくりを進め、お互いに共生できる社会をめざす、とされています。

鳥取県が全国ではじめて条例を制定して以来、全国的に広がっています。道内では北海道をはじめ、釧路市など18市5町がすでに制定しています。

根室市では今年3月に、根室市ろうあ会と根室手話の会から条例制定を求める要望書が提出され、それを受けて市は検討をおこなってきました。

市担当課は「まずは根室市ろうあ会や根室手話の会と一緒に勉強会を重ねながら、根室市にマッチした条例となるように取り組みたい」としています。

ぜひ今後ともこのような形で、当事者の皆さんの考えや思いがしっかりと反映される条例となるよう取り組みを進めていくことが大切だと思います。

また条例制定された後は、それに基づいた根室市の障がい福祉の施策がさらに充実されることが期待されます。

シーサイドクリーンプロジェクト2019



5月19日（日）

良い天気でしたが強い風が吹く春の日の朝。

多くの市民が桂木と友知の海岸にあつまって打ち上げられたゴミを拾い集めました。